

2021年6月24日

国際基督教大学 新入寮生保証人の皆様へ

国際基督教大学
学生部長 加藤恵津子

本学学生寮への入寮をご希望いただき、ありがとうございます。

本学の学生寮は、共同生活における「対話」を通じて、学生が人権や多様性の尊重、責任の共有、分担を学ぶ『教育寮』として、多くの学生が充実した生活を送っています。こうしたなか、9月より新しい寮生を迎えられることを大変嬉しく思っております。

一方、昨年来、新型コロナウイルス感染症への対策は集団生活の場においては必須であり、寮生各位の責任ある行動および保証人の皆様の寮運営へのご理解とご協力により、難しい状況下においても寮生活が継続されております。

新入寮生および新入寮生の保証人の皆様におかれましては、入寮にあたり以下をよくお読みいただき、同意した場合のみ、入寮することができます。

1. 在寮方針について

本学の定める「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針(BCP)」における本学の学生寮に滞在する寮生の行動制限については、ステージ2以上の場合のみ、「一時退居※」を認め、ステージ1以下については原則として「在寮」いただくこととしております。

なお、2021年度秋学期が始まる9月の時点においては、「ステージ1」を想定し入寮のご準備をお進めください。

2. 感染防止ガイドラインへの同意について

入寮にあたっては、「学生寮における新型コロナウイルス感染症対応に関するガイドライン(2021年5月12日改訂)」をよくお読みください。同ガイドラインに同意した場合のみ、在寮・入寮することができます。

今後、寮生が感染した場合、療養先を確保できない可能性が全くないとは言えません。また、発熱等の症状があることや、濃厚接触者であることから寮生にPCR検査を受けていただき、その結果が陰性であったとしても、一定期間は外出を自粛していただくことが必要となります。

大学は寮生の感染症の療養には関与いたしません。但し、自宅での療養が困難な寮生については、一定条件の下、大学が提供する健康観察寮での滞在を認めることがあります。

その上で、保証人様には以下のご対応をお願いする可能性があることをご承知おきいただければと存じます。

① 保証人様が国内に在住されている場合には、保証人様によりご自宅までの帰宅手段を確保していただき、寮生にはご自宅にて療養・外出の自粛をしていただく。

② 保証人様が国内に在住されている場合であっても、遠方に在住されている場合等、①の対応が困難な場合は、保証人様又は保証人様の代理人様が健康観察寮に宿泊し、寮生の健康観察、食事等の世話をしていただく。

③ 保証人様が国外に居住され渡日ができない場合等、保証人様による②の対応が困難な場合であって、かつ代理人様の指定もできない場合は、保証人様により看護師等を手配していただき、かつ当該手配に要する諸費用(看護師雇用にかかる経費は、相場では一日につき約3万5千円)をご負担いただく。

なお、本学の健康観察寮の部屋数には限りがあるので、②③の対応が困難な場合があることもご承知おきいただければと存じます。

寮運営・生活は、本学、寮生、そして保証人様との信頼関係・協力体制によって成り立っております。私ども大学関係者も学生の安心・安全に最大限配慮して参ります。どうぞ今後ともご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

※ ステージにより、「希望者のみ」また、「要請」等対応が異なります。詳細は、本学HPより新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針(BCP)をご参照ください。

<https://www.icu.ac.jp/news/docs/BCP20210422-J.pdf>

以上